

青森県報

第三千八百五十七号

平成二十六年
六月十八日
(水曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……三

公告

建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

公安委員会

電子計算機等貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……五

告

示

青森県告示第四百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	居宅介護事業所		指定期間
	主たる事務所所在地	居宅介護の種類		所在地	年月日	
株式会社グースキン北秋	秋田県大館市大田面三七六の二	福祉用具貸与	八戸市長苗代四丁目一の二〇	平成二六・五・七		
株式会社グー	八戸市新井田西三丁目八の四D	訪問介護	八戸市新井田西三丁目八の四D	二六・五・一		
株式会社第一ホーム	八戸市新井田西三丁目二の一七	通所介護	八戸市石堂二丁目九の六ユマインシヨ			
株式会社ロッ	八戸市大字石手洗字泉筋五の五	"	八戸市大字石手洗字斎郷七の九	二六・六・一		
中央薬品株式会社	青森市長島二丁目一の一四	居宅療養管理指導	五所川原市川端町一の一四	二六・四・一		
株式会社ふれんど	五所川原市大七字福山字実吉七〇の四	訪問介護	五所川原市大七字福山字実吉七〇の四	"		
株式会社ゆう	三沢市桜町二丁目五の二三	通所介護	三沢市桜町二丁目五の二三	二六・五・一		

社会福祉法人 北光会	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 范頭九の二	訪問介護	大鰐温泉介 護センターあ ぜ	南津軽郡大鰐 町大字大鰐字 湯野川原七の 二	二六・四・一
有限会社ケア ・スマイル	八戸市南類家 三丁目五の一	認知症対 応型共同 生活介護	グループホ ムまきば	三戸郡五戸町 大字豊間内字 一地蔵平二一の 一	二六・三・二〇

青森県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社グ イー株式会 社	三戸郡階上町大 字赤保内字柳沢 一五の三四三	居宅介護支援事 業所ありがとう の家	三戸郡階上町大 字赤保内字柳沢 一五の二二〇	〃	〃
株式会社ふれ んど	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	居宅介護支援事 業所ふれんど	五所川原市大字 福山字実吉七〇 の四	二六・四・一	
有限会社市杉	八戸市大字新井 三丁目三番一 田字鷹待場一の	あゆみ居宅介護 支援事業所	八戸市大字新井 三丁目三番一 田字鷹待場一の	二六・六・一	
株式会 社グ イー	八戸市新井田西 三丁目一八の四 リバーサイド ワンD	ケア ア ブ ラ ン セ ン タ ー オ ー ド リ ー	八戸市新井田西 三丁目一八の四 リバーサイド ワンD	平成 二六・五・一	
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	指 定 年月日	

青森県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指 定 年月日
名 称	所 在 地	
株式会社ダ ス	秋田県大館市大 田面三七六の二	平成 二六・五・七
名 称	所 在 地	
ダ ス キ ン ヘ ル ス レ シ ン ト ハ ウ ス	八戸市長苗代四 丁目一の二〇	

青森県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	介護予防 事業の種 類	介護予防事業所	指 定 年月日
名 称	所 在 地		
株式会社ダ ス	秋田県大館市 大田面三七六 の二	名 称	平成 二六・五・七
名 称	所 在 地		
株式会 社グ イー	八戸市新井田 西三丁目一八 の四リバー ワンD	名 称	二六・五・一
名 称	所 在 地		
株式会 社グ イー	八戸市新井田 西三丁目一八 の四リバー ワンD	名 称	二六・五・一
名 称	所 在 地		
株式会 社グ イー	八戸市新井田 西三丁目一八 の四リバー ワンD	名 称	二六・五・一
名 称	所 在 地		

株式会社第一ホーム	株式会社ロツシユ	中央薬品株式会社	株式会社ふれんど	株式会社ゆう	社会福祉法人北光会	有限会社ケア・スマイル
八戸市新井田西三丁目二の七	八戸市大字石の五	青森市長島二丁目一の一四	五所川原市大字福山字美吉七〇の四	三沢市桜町二丁目五の二三	南津軽郡大鰐町大字大鰐字范頭九の二	八戸市南類家三丁目五の一
介護予防通所介護	"	介護予防居宅療養管理指導	介護予防訪問介護	介護予防通所介護	介護予防訪問介護	介護予防認知症対応共同生活介護
アクティブホーム	レッツクラブ八戸石堂	中央薬品(株)中央調剤薬局つがる総合病院前支店	訪問介護事業所ふれんど	デイサービスあい	大鰐温泉介護センターあぜりあ	グループホームまきば
八戸市大字田外久保一丁目二の二	八戸市石堂二丁目二九の六	五所川原市川端町一の一四	五所川原市大字福山字美吉七〇の四	三沢市桜町二丁目五の二三	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原七の二	三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平二の一
"	"	二六・四一	"	二六・五一	二六・四一	二六・三〇

青森県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ダスキン北秋	秋田県大館市大田面三七六の二	特定介護予防福祉用具販売業者
レダスキン八戸ヘルステーション	八戸市長苗代四丁目一の二〇	特定介護予防福祉用具販売事業所
平成二六・五七	年月日	指定

青森県告示第四百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス業者	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人親泉会	共同生活援助	地域生活支援センターいこだま	八戸市大字十ノ下一の一	平成二六・六一
合同会社咲花Ⅰ菜	就労継続A型支援	障がい者就労継続支援A型合同会社咲花Ⅰ菜	三沢市古間木一丁目一九九	"
合同会社咲花Ⅱ菜	就労継続B型支援	障がい者就労継続支援B型合同会社咲花Ⅱ菜	三沢市古間木二丁目一九九	"

青森県告示第四百九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称) 八戸市新湊二丁目五の一五 八戸市新湊二丁目三三の三	榎 幸平 秋 山 明	八戸第一区域 八戸みなと漁業協同組合の地区のうち、八戸市の区域	総トン数十トン以上の漁船により行及ぶ底びき網漁業 十トン以上百トン未満の漁船により行なうまき網漁業
		区 域	区 分

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 SKグループ
- 二 氏名 柏崎 優一
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町鶉久保山一七の六一六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七二五七号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十六年三月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社七戸クリエート
- 二 代表者の氏名 千葉 育子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字荒熊内六七の二八八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第五〇〇〇七号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年四月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 インテリアかしわや

公 安 委 員 会

二 氏名 柏谷 招録

三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字横浜七六の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第一三二四六号

五 取消年月日 平成二十六年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年六月十八日

青森県警察本部長 徳 永 崇

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守費用を含む賃貸借料とし、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

二 賃貸借期間

平成二十七年一月一日から平成三十一年十二月三十一日まで(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

い者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号(物品等の競争入札参加資格)のいずれかの規定により、物品等の借入れの契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 入札説明書により提出を義務付ける調書及び関係書類等を青森県警察本部に提出し、その内容が適正なものであること。

四に定める資格審査の申請期限及び場所
平成二十六年七月十日

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二二一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係
電話 〇一七 七二三 四二二一

2 入札書の提出期限

平成二十六年八月一日 午後二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 三階 第二会議室
平成二十六年八月一日 午後二時十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

（賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三ヶ月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十六年年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年年度から平成三十年年度までの契約金額は、落札価格に十二を乗じた額を三で除して得

た額とし、平成三十一年年度の契約金額は、落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

2:00 P.M. August 1, 2014

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shinmachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-723-4211

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円四十四銭